

6.3 司法書士における代理申請の現状調査

6.3.1 関連法令

(1) 根拠法令

司法書士の法令については、司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号、最終改正：平成一一年一二月八日法律第一五一号）において規定されている。

(2) 資格の位置付け

司法書士は、他人の囑託を受けて、その他人が法務局・地方法務局、裁判所または検察庁に提出する書類を作成したり、登記または供託に関する手続きを代理すること業としている。

(目的)

第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の円滑な実施に資し、もって国民の権利の保全に寄与することを目的とする。

(3) 業務範囲

司法書士の業務としては、登記、供託および訴訟等に関する手続きの円滑な実施のため書類を作成することを業務としている。

(業務)

第二条 司法書士は、他人の囑託を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

2 司法書士は、前項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

(4) 登録、更新、抹消

司法書士となる資格を有する者が司法書士となるためには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在および所属する司法書士会その他の法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。司法書士名簿の登録は、日本司法

書士連合会が行っている。

なお、司法書士となる資格については、司法書士試験に合格した者以外に、裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められた者も認められている。

司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

（資格）

第三条 次の各号の一に該当する者は、司法書士となる資格を有する。

- 一 司法書士試験に合格した者
- 二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められたもの

（登録）

第六条 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 司法書士名簿の登録は、日本司法書士会連合会が行う。

（登録の申請）

第六条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、司法書士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（所属する司法書士会の変更の登録）

第六条の六 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に、所属する

司法書士会の変更の登録の申請をしなければならない。

2 司法書士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する司法書士会にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の申請をした者が第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとっていないときは、日本司法書士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

第六条の七 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する司法書士会の変更を除く。)が生じたときは、遅滞なく、所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第六条の八 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない。

- 一 その業務を廃止したとき。
- 二 死亡したとき。
- 三 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき。
- 四 第四条各号の一に該当するに至つたとき。

2 司法書士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該司法書士が所属し、又は所属していた司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の九 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消すことができる。

- 一 引き続き二年以上業務を行わないとき。
- 二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき。

2 日本司法書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。

3 第六条の三第一項後段の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

司法書士法施行規則

(司法書士名簿)

第八条 司法書士名簿は、日本司法書士会連合会(以下「連合会」という。)の定める様式により調製する。

2 法第六条第一項の法務省令で定める事項は、本籍(外国人にあつては、国籍)、住所、男女の別、司法書士となる資格の取得の

事由及び年月日並びに登録番号とする。

(登録の申請)

第九条 登録申請書は、連合会の定める様式による。

2 登録申請書には、司法書士となる資格を有することを証する書面のほか、申請者の履歴書、写真並びに戸籍抄本及び住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録に関する証明書)を添付しなければならない。

(変更の登録の申請等)

第十条 法第六条の六第一項の変更の登録の申請及び法第六条の七の規定による変更の届出は、連合会の定める様式による書面でなければならない。

(登録に関する通知)

第十一条 連合会は、司法書士名簿に登録をしたときは登録事項を、登録を取り消したときはその旨を、遅滞なく、当該司法書士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

2 連合会は、所属する司法書士会の変更の登録をしたときは、当該司法書士の従前の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長にその旨を、新たな事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に登録事項を、遅滞なく通知しなければならない。

3 連合会は、変更の登録(所属する司法書士会の変更の登録を除く。)をしたときは、その旨を、遅滞なく、当該司法書士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

(5) 禁止事項及び罰則

司法書士は、正当な理由がなく、正当な事由がある場合でなければ嘱託を拒むことができない。これらに違反した場合には、二年以内の業務の停止、業務の禁止の処分をすることができる。

(嘱託に応ずる義務)

第八条 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ嘱託を拒むことができない。

(業務を行い得ない場合)

第九条 司法書士は、当事者の一方から嘱託されて取り扱った事件について、相手方のために業務を行つてはならない。

(業務範囲を越える行為の禁止)

第十条 司法書士は、その業務の範囲を越えて他人間の訴訟その他の事件に参与してはならない。

(秘密保持の義務)

第十一条 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱った事件について知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

(懲戒)

第十二条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

(6) 職印、会員証

司法書士の職印に関する規定は次の通りである。

(職印)

第十六条 司法書士は、会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

(表示)

第十五条 司法書士は、司法書士会に入会したときは、その司法書士会の会則(以下「会則」という。)の定めるところにより、事務所に司法書士の事務所である旨の表示をしなければならない。

2 司法書士会に入会していない司法書士は、前項の表示又はこれに類する表示をしてはならない。

3 司法書士は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間中第一項の表示又はこれに類する表示をしてはならない。

(7) 補助者、その他

司法書士は、補助者を置くことができ、その者の住所及び氏名を司法書士会に届け出ることになっている。

(補助者)

第二十条 司法書士は、その業務の補助をさせるため補助者を置くことができる。

2 司法書士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の司法書士会に届け出なければならない。補助者を置かなくなつたときも、同様とする。

3 司法書士会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨をその司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

6.3.2 登録状況

司法書士の登録数（日本司法書士連合会の会員数）は平成13年4月1日現在で17,075名となっている。

図表 6.3-1 司法書士の登録数

会名	会員数	会名	会員数
札幌司法書士会	354	石川県司法書士会	187
函館司法書士会	48	富山県司法書士会	154
旭川司法書士会	70	大阪司法書士会	1,641
釧路司法書士会	97	京都司法書士会	407
宮城県司法書士会	279	兵庫県司法書士会	752
福島県司法書士会	310	奈良県司法書士会	167
山形県司法書士会	194	滋賀県司法書士会	154
岩手県司法書士会	179	和歌山県司法書士会	165
秋田県司法書士会	162	広島県司法書士会	435
青森県司法書士会	141	山口県司法書士会	264
東京司法書士会	2,165	岡山県司法書士会	308
神奈川県司法書士会	644	鳥取県司法書士会	119
埼玉司法書士会	597	島根県司法書士会	155
千葉司法書士会	502	香川県司法書士会	170
茨城司法書士会	285	徳島県司法書士会	172
栃木県司法書士会	215	高知県司法書士会	139
群馬司法書士会	277	愛媛県司法書士会	268
静岡県司法書士会	391	福岡県司法書士会	696
山梨県司法書士会	140	佐賀県司法書士会	123
長野県司法書士会	368	長崎県司法書士会	175
新潟県司法書士会	326	大分県司法書士会	183
愛知県司法書士会	798	熊本県司法書士会	333
三重県司法書士会	269	鹿児島県司法書士会	319
岐阜県司法書士会	336	宮崎県司法書士会	183
福井県司法書士会	141	沖縄県司法書士会	215

6.3.3 所管省庁
法務省

6.3.4 団体概要

(1) 団体名

日本司法書士会連合会

(2) 概要

日本司法書士会連合会は、司法書士法により全国の司法書士会によって設立されることが義務付けられている。

(日本司法書士会連合会)

第十七条 全国の司法書士会は、会則を定めて、日本司法書士会連合会を設立しなければならない。

2 日本司法書士会連合会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

(3) 会員組織

司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一箇の司法書士会を設立を義務付けられている。

(司法書士会)

第十四条 司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一箇の司法書士会を設立しなければならない。

2 司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 司法書士会は、法人とする。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

(4) 登記

司法書士会は登記することが義務付けられている。

(司法書士会の登記)

第十五条の三 司法書士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6.3.5 業務内容一覧

司法書士の業務は、司法書士法によれば次のとおりである。

- ・ 司法書士は、他人の囑託を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。
- ・ 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- ・ 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。
- ・ 法務局又は地方法務局長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- ・ ただし、司法書士は、上記の業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができないとされている。

主な業務には下記のような大きく分けて6つの業務があるが、これらの業務に関する相談・立会を行うこともある。

(a) 不動産の登記

- ・ 建物の保存登記
- ・ 売買の登記
- ・ 相続の登記
- ・ 抵当権の登記
- ・ 根抵当権の登記
- ・ その他財産上の一切の権利の登記

(b) 商業登記

- ・ 設立の登記
- ・ 役員変更の登記
- ・ 増資の登記
- ・ その他会社や法人、組合などに関する登記

(c) 裁判所への申し立て

- ・ 金銭の支払いなどを求めるとき
- ・ 家屋の明け渡しを求めるとき
- ・ 交通事故などで話し合いがつかないとき

- ・ 家庭裁判所へ調停や審判を求めるとき
- ・ その他裁判所に提出する書類の作成

(d) 供託

- ・ 貸主が地代や家賃を受け取らないとき
- ・ 営業保証の供託や裁判の保証供託など

(e) 法務局への申し立て

- ・ 登記、供託に対する審査請求をするとき
- ・ 帰化申請をするとき
- ・ 戸籍訂正の申し立てをするとき

(f) 検察庁への告訴状発状

- ・ 犯罪の告訴や告発などをするとき

6.3.6 主な業務概要

(1) 商業登記制度

業務名

申請書

(商業登記法：昭和三十八年七月九日法律第百二十五号、最終改正：平成一三年一月二八日法律第一二九号)

業務概要

商業登記制度は、商人に対する一定の事項（登記事項）を、商業登記簿という国が備えた帳簿に記載して、広く一般に公示し、取引の安全と円滑に寄与する制度である。

業取引等においては、取引相手方の「本人性」、「法人の存在」、「代表権限の存在」を確認するための信頼性の高い手段として、登記所が発行する印鑑証明書・資格証明書が広く利用されている。

商業登記制度の主な機能として、公示機能（法人の存在、組織、目的、代表権を有する者等法人に関する情報を公示する機能）と予防機能（商人に関する情報を公示して、取引の安全に寄与するための制度）がある。

申請者

申請人または代理人

ただし、商業登記の申請は、商業登記法に別段の定めがある場合を除いて、当事者またはその代理人が登記所に出頭してしなければならないとされている。

(当事者申請主義)

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の囑託がなければ、することができない。

提出する場所

商業登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が、管轄登記所となっている。

主な記載事項

商業登記の申請書には、次の事項を記載し、次の事項を記載し、

申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

- ・ 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所
- ・ 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所
- ・ 登記の事由
- ・ 登記すべき事項
- ・ 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日
- ・ 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額
- ・ 年月日
- ・ 登記所の表示
- ・ 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

署名欄

申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

添付書類

- ・ 申請書の添附書面

代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

- ・ 官庁の許可書又はその認証がある謄本

官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

- ・ 印鑑の提出

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。ただし、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

代理・代行における取扱い

代理人による申請

図表 6.3-2 株式会社設立登記申請書

株式会社設立登記申請書			
1. 商号	株式会社		
1. 本店	東京都 区	丁目 番号	
1. 登記の事由	平成何年何月何日募集設立の手續終了		
1. 登記すべき事項	別紙のとおり		
1. 課税標準金額	金何万円		
1. 登録免許税	金何万円		
1. 添付書類	定款		何通
	株式引受証		何通
	株式申込証		何通
	商法第 168 条ノ 2 の規定による発起人の同意書		
何通			
	創立総会議事録		何通
	代表取締役の選任並びに本店所在場所決定に関する取締役会議事録		
			何通
何通	取締役、代表取締役および監査役の就任承諾書		
	代表取締役の印鑑証明書		何通
	検査役の調査報告書およびその附属書類		何通
	弁護士の証明書およびその附属書類		何通
	有価証券の相場を証する書面		何通
	取締役および監査役の調査報告書並びにその附属書類		
何通			
	株式払込金保管証明書		何通
	ただし、調査報告書の附属書類を援用する。		
	委任状		何通
上記のとおり登記の申請をする。			
	平成何年何月何日		
	東京都 区	丁目 番号	
	申請人	株式会社	
	東京都 区	丁目 番号	
	代表取締役		
	東京都 区	丁目 番号	
	上記代理人		
東京法務局城南出張所 御中			

(2) 不動産登記制度

業務名

登記申請書（不動産登記法：明治三十二年二月二十四日法律第二十四号、最終改正：平成一三年四月六日法律第二六号）

業務概要

不動産登記制度は、不動産取引の安全の保護と円滑を図るため、国が登記所という国家機関を設け、不動産取引があった倍には一定の公簿（登記簿または登記ファイル）にその権利変動の原因と家庭を記載（あるいは記録）しておき、必要ある者にこの公簿を公開させる方法である。

申請者

- ・ 登記権利者及び登記義務者

権利に関する登記の申請は、「登記権利者及ヒと登記義務者」がすることを原則としている（26条1）。共同申請の原則である。

- ・ 相続人による登記

登記権利者及び登記義務者がある生存中に登記原因たる事実を生じせしめながら、登記をしない間に死亡して相続が開始した場合、被相続人に代わってその相続人が登記を申請することができる（42条）

- ・ 代理人による申請

登記は代理人によってもすることができる（26条1）。共同申請の場合はもとより、単独申請による場合も代理申請をすることができる。

- ・ 代位による申請

代位の登記とは、債権者が自己の債権を保全するためにその債権者に属する登記申請権を代位行使し、債務者の代理人としてではなく、自己の名において、ただし債権者名義の登記を申請することである（46条2）。

なお、共同申請の例外として次のようなものがある。

- ・ 単独申請
- ・ 合同申請

登記の性質上、登記権利者、登記義務者なる者が論理的にそもそ

も存在しないか、登記義務者が存在してもこれと共同して申請できない事情がある場合等は、例外として登記権利者による単独申請がある。

提出する場所

所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が、管轄登記所となっている。

主な記載事項

登記申請書の主な記載事項は以下のとおりである。

- ・ 登記の目的
- ・ 原因
- ・ 権利者 氏名、住所
- ・ 義務者 氏名、住所
- ・ 添付書類 原因証書、住所証明書
- ・ 代理人 氏名、住所
- ・ 課税価格
- ・ 登録免許税
- ・ 不動産の表示

署名欄

署名を行うものは 申請者に該当する者である。

添付書類

代理人によって登記申請するときは、申請書にその代理権限を賞する署名を添付することが必要となる（35条1項5号）。

任意代理人が復代理人を選任して登記の申請をする場合には、本人の許諾がなければ復代理人を選任できないので（民法104条）委任状に復代理人の選任を許す旨の記載がなければならない。

- ・ 代理権限証書

代理・代行における取扱い

登記は代理人によってもすることができる（26条1）。共同申請の場合はもとより、単独申請による場合も代理申請をすることができる。

代理人には任意代理人、法定代理人のほか、登記申請手続きに関

する限り会社等の法人の代表者も含まれる。

代理人は意思能力があれば行為能力者たることを要しない。したがって、同一人が登記権利者・登記義務者双方の代理人となったり、登記権利者または登記義務者が相手方の代理人となることも許される。

図表 6.3-3 登記申請書

		登記申請書	
登記の目的	所有権移転	原因	平成 年 参月 壹日 売買
権利者	何市何町何番地 乙 某	義務者	何市何町何番地 甲 某
添付書類		原因証書（判決正本・確定証明書）	住所証明書
代理権限証書		平成何年何月何日申請	何法務局何出張所御中
代理人	何市何町何番地 何 某 印	課税価格	金何万円
登録免許税	金何万円	不動産の表示	
(省略)			

6.3.7 電子申請への対応状況

(1) 登記の電子化

〔参考文献〕

公証制度に基礎を置く電子公証制度ご利用の手引き（法務省）

登記の電子化については、不動産登記の電算化を始めかなり以前から取り組まれている。これまでの登記の電算化の経緯について下記にまとめるものとする。

1967(昭和 42)年 法務省 不動産登記の電算化の研究着手

1972(昭和 47)年 予算措置がついた正式な研究に着手

1979(昭和 54)年 パイロットシステムの研究に着手

1983(昭和 58)年 東京板橋出張所においてパイロットシステム稼働

1985(昭和 60)年 5月 「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑のための処置等に関する法律」(登記事務円滑化法)成立

同年 6月 「登記特別会計法」成立

1987(昭和 62)年 10月 「民事行政審議会答申」登記事務の電算化処理の促進

1988(昭和 63)年 6月 「不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律」(電子処理組織による登記情報の保存を可能とする)

同年 10月 東京法務局板橋出張所
ブックレスシステム(不動産登記情報システム)第1号庁

1993(平成 5)年 10月 第3次臨時行政改革推進審議会「最終答申」

1994(平成 6)年 「行政情報化推進基本計画」

1995(平成 7)年 7月 「民事行政審議会答申」「コンピュータ化の早期完成を目指し、政府の行政情報化推進基本計画に基づき、将来的にはコンピュータ技術を活用したオンラインによる登記情

報の公開及び登記申請等登記手続の抜本的改善を図ること。」

1997（平成9）年 改定「行政情報化推進基本計画」

1998（平成10）年 債権譲渡登記において登記情報の電子FD申請化

- ・債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10.6.12法律第104号）
- ・債権譲渡登記令（平成10.8.28政令第296号）・債権譲渡登記規則（平成10.8.28法務省令第39号）

1999（平成11）年1月 法務省「オンラインによる登記情報提供制度の概要について」発表

「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」

1999（平成11）年12月14日成立、22日公布、2000年4月1日施行

2000（平成12）年9月 「登記情報のオンライン公開」開始

1999（平成11）年10月「商業登記を基礎とする電子認証」運用開始 法人の電子認証の基盤整備

2001（平成13）年3月

- 「債権譲渡登記のオンライン申請」運用開始
- 「日司連電子認証局」運用開始

（2）商業登記に基礎を置く電子認証

〔参考文献〕

商業登記に基礎を置く電子認証（法務省）

（a）概要

従来、企業取引等においては、取引相手方の「本人性」、「法人の存在」、「代表権限の存在」を確認するための信頼性の高い手段として、登記所が発行する印鑑証明書・資格証明書が広く利用されてきたが、「商業登記に基礎を置く電子認証制度」（以下「電子認証制度」）は、これらの証明書に代わって、電子的な取引社会において用いられる証明として、法人の登記情報に基づいて「電子証明書」を発行するものである。この証明は、電子認証登記所として指定された登記所が行う。

(b) 発行した証明書の確認

電子認証登記所が発行した電子証明書については、原則として、昼夜を問わずインターネットを通じて、リアルタイムでその有効性の確認を請求することができる。

例えば、ある法人代表者が電子署名を付した電子文書を送信する際に、この電子証明書を併せて送信すれば、これを受信した相手方は、その送信者の電子証明書に表示された法人の名称、主たる事務所、代表者の資格・氏名について、その時点での登記情報に変更が生じていないか等(代表者の退任や解散による資格変更、本店移転、商号変更等の登記がなされれば、その電子証明書は性質上無効とされる)について、インターネットを通じて確認することができる。電子取引等の場面においても、従来の文書による取引と同様に、相手方の「本人確認」、「法人の存在」、「代表権限の存在」等を確認することができる。

なお、電子認証制度を利用することができる法人代表者等(登記所に印鑑を提出した者)からは、次の者が除かれる。

< 電子証明書の発行を請求することができない者 >

- ・ 代表権・代理権の範囲または制限に関する登記がなされている者
- ・ 未成年者登記簿、後見人登記簿または支配人登記簿に登録された者
- ・ 次に該当する者が法人である場合において、その職務を行うべきものとして指定された当該法人の代表者

民事再生法・会社更生法による管財人・保全管理人

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律による承認管

財人、保全管理人

保険業法による保険管理人

預金保険法による金融整理管財人

農水産業協同組合貯金保険法による管理人

中小企業等投資事業有限責任組合契約による無限責任組合員または清算人である法人の代表者

(c) 登記情報に基づく証明

電子証明書には、会社代表者の公開鍵を証明するほかに、登記簿の情報に基づいて、一定の登記事項(会社の代表者であれば、商号、本店、代表者の資格、氏名)について併せて証明される。

これらの登記事項は，登記官が申請書類を審査して登記するものであり，不実の登記申請を行った場合や変更登記の申請を怠った場合には罰則規定が設けられており，一般に真実である蓋然性が高い。たとえ，それが真実でなかったとしても，これを信じた者には，商法第12条，第14条等により手厚い保護が与えられる。

なお，電子証明書に記録された登記情報は，証明期間中であっても，その後に変更されていることが考えられる。電子証明書を受け取った場合は，その有効性を確認する必要がある。

(d) 電子認証登記所と申請窓口となる管轄登記所

電子証明書の発行やその有効性についての証明を行う電子認証登記所は，東京法務局が全国に一の登記所として指定され，登記の管轄にかかわらず，全国の登記所の管轄に属する法人等を対象として，事務を行うことになっている。

なお，電子証明書の発行等の申請の受付は，法人等の登記を管轄する全国の登記所のうち別に指定を受けた登記所が行う。ただし，この指定登記所に登記されていない法人等は，電子認証制度を利用することはできない。

(e) 電子認証制度の対応ソフトウェア

「商業登記に基礎を置く電子認証制度」を利用しようとする場合に必要となるインターフェイスに関する仕様については，別に官報等で公開しており，利用者は，この仕様による技術要件等を備えたアプリケーションソフトウェアを，利用目的に応じて，あらかじめ用意する必要がある。

この仕様は，大別して，(a)申請磁気ディスクの記録方式，(b)電子証明書のフォーマット等，(c)電子証明書の送信の方式，(d)電子証明書の使用休止届出用暗証コードの変更と使用休止届の送信の方式，(e)電子証明書の有効性確認の方式について，それぞれの技術的要件等を示している。

なお，この仕様については，今後，必要に応じて追加・変更することがある。

(f) 電子認証制度を利用することができるその他の法人の代表者

電子認証制度は，商業登記法による会社の代表者・支配人や商号使用者のほか，他の法令により商業登記法の関係規定（第12条の

2) が準用される法人（民法法人，特殊法人，協同組合等）の代表者で登記所に印鑑を提出した者も，利用することができる。

(g) 電子証明書

電子認証制度は，「公開鍵暗号方式」による電子署名を対象として，電子署名の際に用いる「秘密鍵」に対応する「公開鍵」の持ち主を「電子証明書」において証明するものである。

なお，発行される電子証明書には，発行者である電子認証登記所の登記官による電子署名が付され，その登記官の公開鍵についての電子証明書が添付される。

電子証明書に記録される主な事項は，下表のとおりである。以下は，特に断りのない限り，会社の代表者がこの制度を利用する場合について説明である。

図表 6.3-4 電子証明書

<電子証明書に記録される主な事項> (会社代表者の場合)

事 項	説 明
電子証明書の番号	電子認証登記所が付番する電子証明書の固有のシリアル番号
電子証明書の証明期間の始期と終期	電子証明書発行申請者(会社代表者)が設定した電子証明書の証明期間の始期と終期(*1)
会社代表者(公開鍵所有者)に関する情報	公開鍵の帰属する会社代表者に関する登記情報に基づく情報(日本語)(*2)
会社の商号	(登記事項)
会社の本店	(登記事項)
会社代表者の氏名	(登記事項)
会社代表者の資格	(登記事項)
会社法人等番号(*3)	会社の登記を管轄する登記所が付番した会番号(非登記事項)
管轄登記所	会社の登記を管轄する登記所の名称(非登記事項)
会社代表者(公開鍵所有者)に関する英字情報	会社代表者(申請人)の申出により任意的に表示する事項で、会社の商号・代表者氏名をローマ字等で表記したもの(非登記事項)(*4)
会社の商号	会社の商号の表音・訳語・略称をローマ字等で表記したもの(会社法人等番号に続けて記録される)(*4)
会社代表者の氏名	氏名の表音をローマ字で表記したもの(役員番号(*5)に続けて記録される)
会社代表者の署名方式・公開鍵に関する情報	会社代表者が行う電子署名の方式を表す識別符号(OID)(*6) 公開鍵の値(*7)
電子証明書発行者(電子認証登記所の登記官)に関する情報	電子認証登記所及び登記官の表示(日本語) 電子証明書発行者が電子証明書への電子署名に使用した署名の方式を表す識別符号(OID) 電子証明書発行者による電子署名の値(*8)

出典：商業登記に基礎を置く電子認証（法務省）

(注 1) 電子認証制度は、いわゆる「RSA 公開鍵暗号方式」(日本工業規格 X5731-8 の附属書 D に定められているもの)による電子署名を対象として、認証を行う。電子証明書のフォーマットは、国際標準とされる国際電気通信連合 ITU 勧告に基づく規格 X.509v.3 に準拠している。

(注 2) 電子認証登記所の登記官による電子署名と電子証明書

電子認証登記所が発行する電子証明書についても、それが本当に電子認証登記所が発行したものであるかを確認する方法が必要になるため、発行する電子証明書には、電子認証登記所の登記官による電子署名が付された上、自己署名による電子証明書が添付される。この登記官の電子証明書については、この法務省ホームページ等において公表するため、これと照合することにより、それが真正なものであるか

どうかを確認することができる。

公表する登記官の電子証明書は、そのハッシュ・ダイジェストを16進法で表したもの（ハッシュ関数はSHA-1による。）。

(h) 電子証明書の表示内容

電子証明書に記録された事項は、使用するアプリケーションソフトウェアによって、利用者にどのように表示されるか異なる。利用者は、その利用目的に適したソフトウェアを用意する必要がある。

証明期間

「証明期間」は、電子証明書の有効性（証明事項の変更等の有無）について電子認証登記所が証明に応じる期間を指します（後記5参照）。この期間を経過した電子証明書は、性質上無効なものとして扱われる。

始期と終期は、グリニッジ標準時により記録される。使用されるアプリケーションによっては、これを日本時間で表示することも考えられる。

証明事項

登記情報に基づく日本語による証明事項は、電子証明書のフォーマットのX.509v.3の独自拡張領域において証明している。

なお、登記簿に記載された文字がJIS第一水準・第二水準以外のものであるときは、申請人の指定する正字、カタカナ等の所定の文字に置き換えて表示される。

- ・ 「会社法人等番号」は、登記事項ではない。
- ・ 電子証明書に表される事項のうち、会社の商号・会社代表者の氏名については、会社代表者（申請者）の任意により、ローマ字等による英字情報が記録される場合がある。これらは登記事項ではなく、商号の英字等による情報については、電子証明書の発行申請時に、それを証する書面（定款等）の提出が求められることがあっても、その英字等により表記された商号を使用する権限等についてまで、証明するものではない。
- ・ 役員番号は、登記所側のシステム上使用しているコード番号であり、登記事項ではない。
- ・ 会社代表者（申請人）が利用者間で用いる電子署名の暗号方式は、当面、いわゆる「RSA公開鍵暗号方式」に限られ、これを示す符

- 号（オブジェクト識別子:OID）が表示される。
- ・ 公開鍵のデータ。その鍵の長さは 1,024bit または 2,048bit で、会社代表者（申請人）が選択したものによる。
 - ・ 電子証明書の発行者である電子認証登記所の登記官が、その秘密鍵（鍵の長さは 2,048bit）を用いて、この証明書に電子署名を行った値を記録される。

(i) 電子証明書の請求手続（会社代表者の場合）

申請人

登記所に印鑑を提出した会社代表者またはその代理人に限られる（前記「電子証明書の発行を請求することができない者」に注意）。

申請書・公開鍵等の提出

会社代表者が、電子証明書の発行を請求しようとする場合は、登記がなされている管轄登記所に、登記所に提出した会社代表者の印鑑を押印し、手数料分の登記印紙を貼付した「電子証明書発行申請書」[PDF]を提出する。

この申請に当たっては、自己の公開鍵等の必要事項を記録したフロッピーディスクを添付するとともに、印鑑カードを提示する必要がある。

なお、会社代表者は、一人で複数の公開鍵を届け出て、複数の電子証明書の発行を受けることができる（ただし、申請は各別に行う必要がある）。

申請を受けた管轄登記所においては、これらの提出書類等を基に、申請人の本人確認等を行う。

< 申請書記載事項 >

- ・ 商号，本店，資格，氏名，生年月日
- ・ 代理人によって請求するときは，その氏名及び住所
- ・ 電子証明書の証明期間
- ・ 手数料の額，申請年月日，登記所の表示

(j) 代理人による申請

会社代表者の代理人が申請する場合には、代理権限を証する書面（会社代表者が登記所に提出した印鑑を押印したものに限り）。

が必要になる。

(k) 「電子証明書の証明期間」の設定に当たっての注意事項

「電子証明書の証明期間」とは、電子認証登記所に対して、発行後の「電子証明書」の有効性（証明事項に変更が生じていないか等）について、インターネットを通じて証明を請求することができる期間をいう。

「証明期間」を定めるに当たっては、会社代表者の任期や本店移転、商号変更等の予定を考慮して、電子証明書の証明事項となる登記事項に変更が予定される時は、「証明期間」を過度に長期に設定しないように注意が必要である。

- ・ 電子証明書の「証明期間」は変更することができない。
- ・ 「証明期間」は、3か月単位で、最長27か月まで選択することができる。
- ・ 手数料の額は、この「証明期間」に応じて定まります。
- ・ 「証明期間」の経過後は、電子認証登記所に対してその電子証明書の有効性について確認を請求しても、証明がされないこととなるため、この「証明期間」を経過した後は、その証明された公開鍵に対応する秘密鍵で電子署名を行っても、取引相手方等からは署名者を確認することができない。
- ・ この「証明期間」は、原則として、その電子証明書に記録された自己の公開鍵に対応する秘密鍵（署名鍵）を使用することができる期間ともなる。
- ・ さらに、この「証明期間」内であっても、自己の秘密鍵（署名鍵）が使用することができなくなる場合がある。
- ・ 「証明期間」は電子証明書の内容が有効とされる期間ではない。
- ・ 「証明期間」内であっても、電子証明書に記録された登記事項に関する変更登記等を申請し、その登記がなされた場合には、電子証明書の証明内容に変更が生じることになります。電子認証登記所は、これ以降（証明期間が満了するまで）に電子証明書の有効性の確認請求を受けたときは、電子証明書に記録された証明事項に変更が生じた旨を証明することになり、その電子証明書は性質上無効と扱われるため、同じくその者の署名鍵は使用することができなくなる。

(3) 電子公証制度

〔参考文献〕

公証制度に基礎を置く電子公証制度ご利用の手引き（法務省）

(a) 電子公証制度導入の経緯

公証制度は、契約の成立及びその内容を明確にし、また、契約等の成立時期を明らかにして、後の紛争を防止することを目的とし、広く国民に利用されている。

電子的なデータについても、従来の書面についての公証と同様の機能を整備するため、政府は、第147回通常国会に、「商業登記法等の一部を改正する法律案」を提出。この法律案は、平成12年4月11日に成立し、4月19日に公布され、これにより「公証制度に基礎を置く電子公証制度」が創設されている。

平成11年12月に決定されたミレニアム・プロジェクト等により、各種申請手続を電子化するという、いわゆる「電子政府」の実現に取り組むこととされており、近時、電子申請の手続の実現に向けた検討が各方面で鋭意進められていることも、その背景にある。

このような電子取引・電子申請の場面においては、インターネットを通じて情報が送受信されるため、情報の作成者を確認し、情報の内容の消失、改ざん等を防ぐこと又は消失、改ざん等があった場合には、これに適切に対応することができることが制度的な基盤として必要不可欠なものとなる。

(b) 情報の作成者の証明等による紛争防止の必要性

電子公証制度は、情報の内容の消失や改ざんに備え、情報の内容を事後的に確認し、証明するための仕組みとして位置付けることができる。電子署名や電子署名の利用者であることを確認するための電子認証だけでは、伝送途中での情報の消失等に対応できないため、信頼できる第三者機関に作成された情報に関する記録を保管させ、これにより後日紛争が生じた際に情報の存在・内容が証明されて、紛争の防止・解決に役立てることを目的とするのが、電子公証制度である。

この制度においては、公証人がこのようなTTP(Trusted Third Party)といわれる役割を担うことが期待されている。

(c) 政府の取組

電子公証制度の導入については、規制緩和推進三か年計画（平成10年3月閣議決定）、高度情報通信社会に向けた基本方針（アクションプラン）（平成11年4月高度情報通信社会推進本部決定）等に盛り込まれて、その必要性が強く指摘されていたほか、各界からも導入が期待されていた。

法務省においては、平成8年7月に「電子取引法制に関する研究会」（座長・江頭治郎東京大学教授）を設置し、同研究会は、電子署名制度及び商業登記に基礎を置く電子認証制度とともに、電子公証制度の検討を行い、平成10年3月には、その導入についての提言を行っている（「電子取引法制に関する研究会（制度関係小委員会）報告書」）。

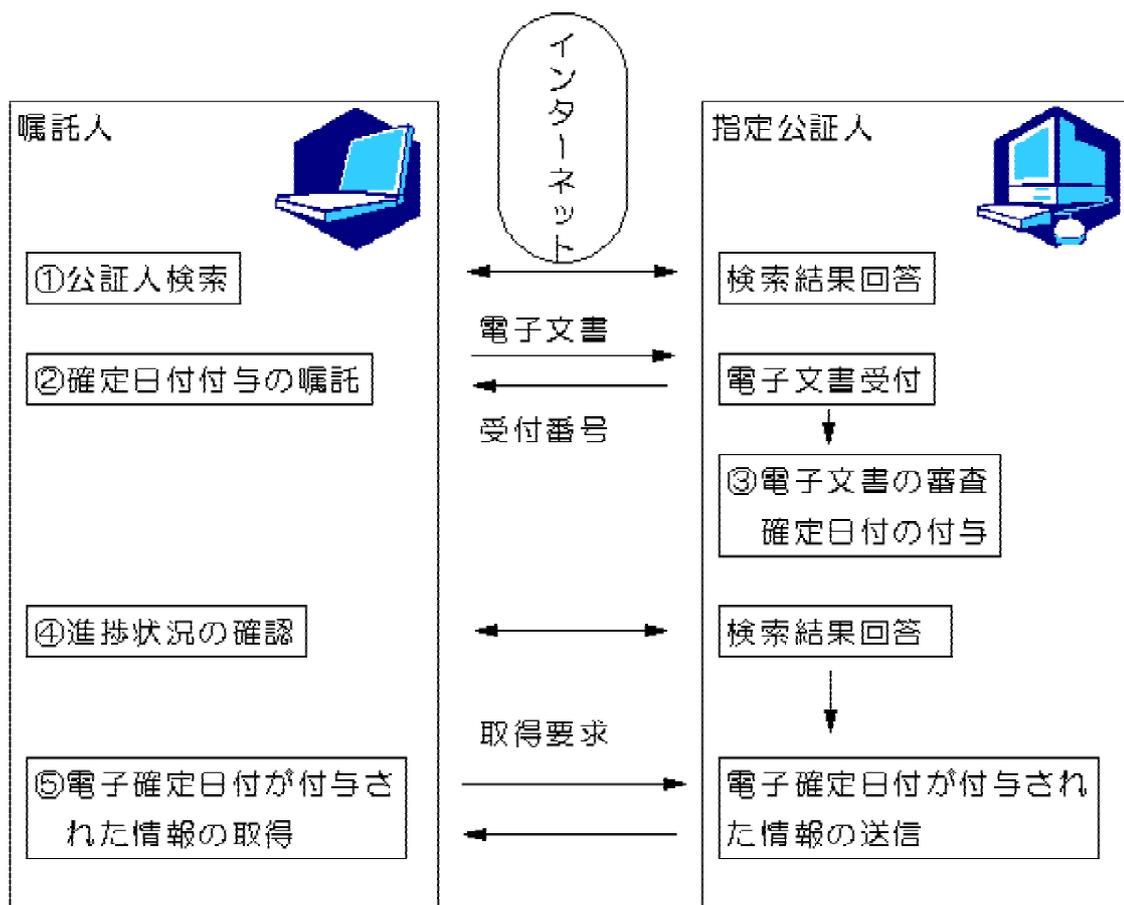
これを受けて、法務省は、その後、システム及び体制の整備の面で日本公証人連合会と協議しながら制度化に向けて立案作業を行い、今回の制度の導入に至っている。

(d) 電子公証制度について

電子公証制度は、現在公証人が紙の文書について行っている認証や確定日付の付与の事務に対応して、電磁的記録（電子文書）についても、電子公証業務を行う公証人である指定公証人が、電子私書証書の認証、電子確定日付の付与を行うことになっている。

電子公証制度では、従来の紙の文書に公証人が日付、公証人氏名を記載し、職印を押印していたことに代えて、電子情報に公証人が日付情報を付与し、電子署名を行う。

法人印及び印鑑証明書により行われていた囑託人の本人確認は、囑託人の電子署名と商業登記認証局により発行された電子証明書により行われる。



出典：公証制度に基礎を置く電子公証制度ご利用の手引き（法務省）

図表 6.3-5 確定日付の付与

電子的な情報に，指定公証人が日付情報を付し，これに電子署名をすると，この情報は「確定日付ある証書」とみなされ（民法施行法第5条第1項及び第2項），日付情報の付された情報には，民法施行法第4条の「完全なる証拠力」が認められる。

(4) 債権譲渡登記制度におけるオンライン登記申請手続

〔参考文献〕

債権譲渡登記制度について（法務省）

オンライン申請の流れ（法務省）

(a) 債権譲渡登記制度の趣旨

債権譲渡登記制度は、法人がする金銭債権の譲渡や金銭債権を目的とする質権の設定について、簡易に債務者以外の第三者に対する対抗要件を備えるための制度である。

金銭債権の譲渡または金銭債権を目的とする質権設定をしたことを第三者に対抗するためには、原則として確定日付ある証書によって債務者に対する通知を行うか、債務者の承諾を得なければなりません。法人が金銭債権を譲渡した場合または金銭債権を目的とする質権設定をした場合に限っては、債権譲渡登記所に登記をすることにより、第三者にその旨を対抗することができるものとするものである。

債権譲渡登記制度は、債権流動化をはじめとする法人の資金調達手段の多様化の状況にかんがみ、法人が金銭債権の譲渡などをする場合の簡便な対抗要件制度として、平成10年10月1日から創設されたものである。

債権譲渡の対抗要件とは

民法467条は、債権を譲渡した場合、その債権の譲受人が債務者に対して自分が債権者であることを主張するためには、譲渡人から債務者に対して債権譲渡の事実を通知するか、債務者の承諾を得なければならないこととしている。

また、その債権譲渡の事実を債務者以外の第三者、すなわち、債権の二重譲受人、差押債権者、破産管財人などに対して主張するためには、この債務者への通知または承諾の手続は、確定日付ある証書によって行わなければならないとしている。

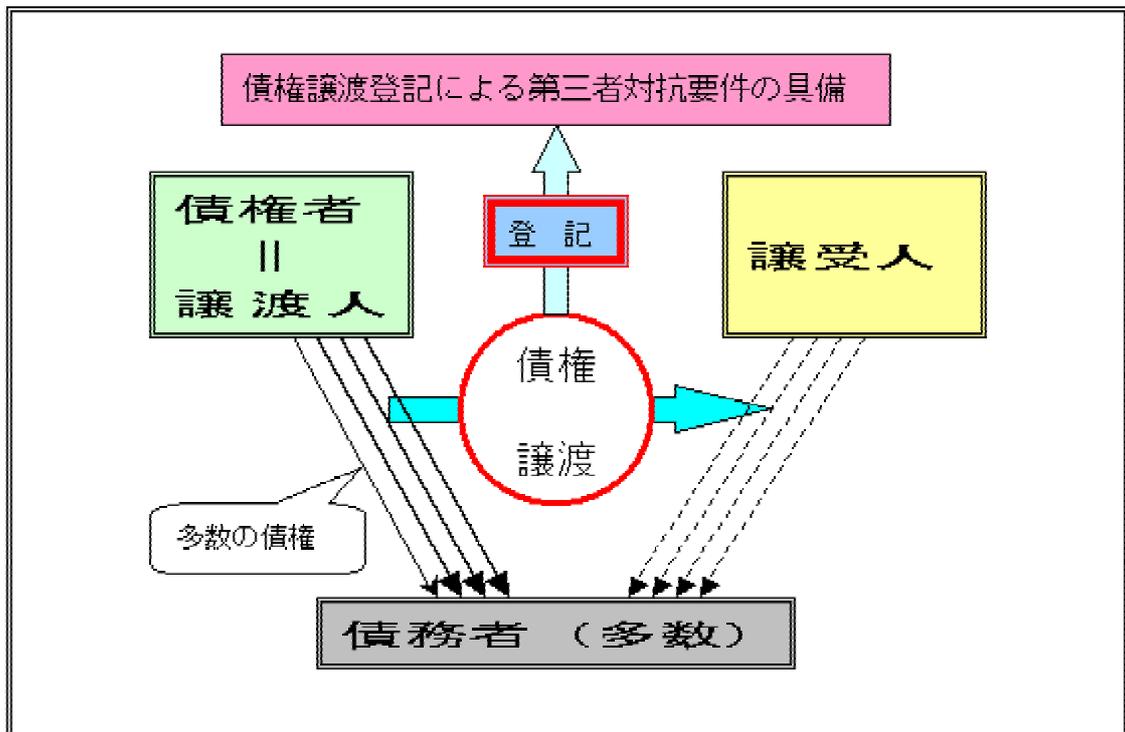
このように、債権譲渡の事実を債務者や第三者に対して主張するための法律要件が債権譲渡の対抗要件といわれるものである。

債権譲渡登記制度による対抗要件の特例

債権流動化などの目的で、法人が多数の債権を一括して譲渡する

ような場合には、債務者も多数に及ぶため、すべての債務者に民法所定の通知などの手続をとらなければならないとすると、手続・費用の面で負担が重く、実務的に対抗要件を具備することは困難となる。

そこで、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等については登記をすることにより債務者以外の第三者に対する対抗要件を得ることができるとしたものが、債権譲渡登記制度である。



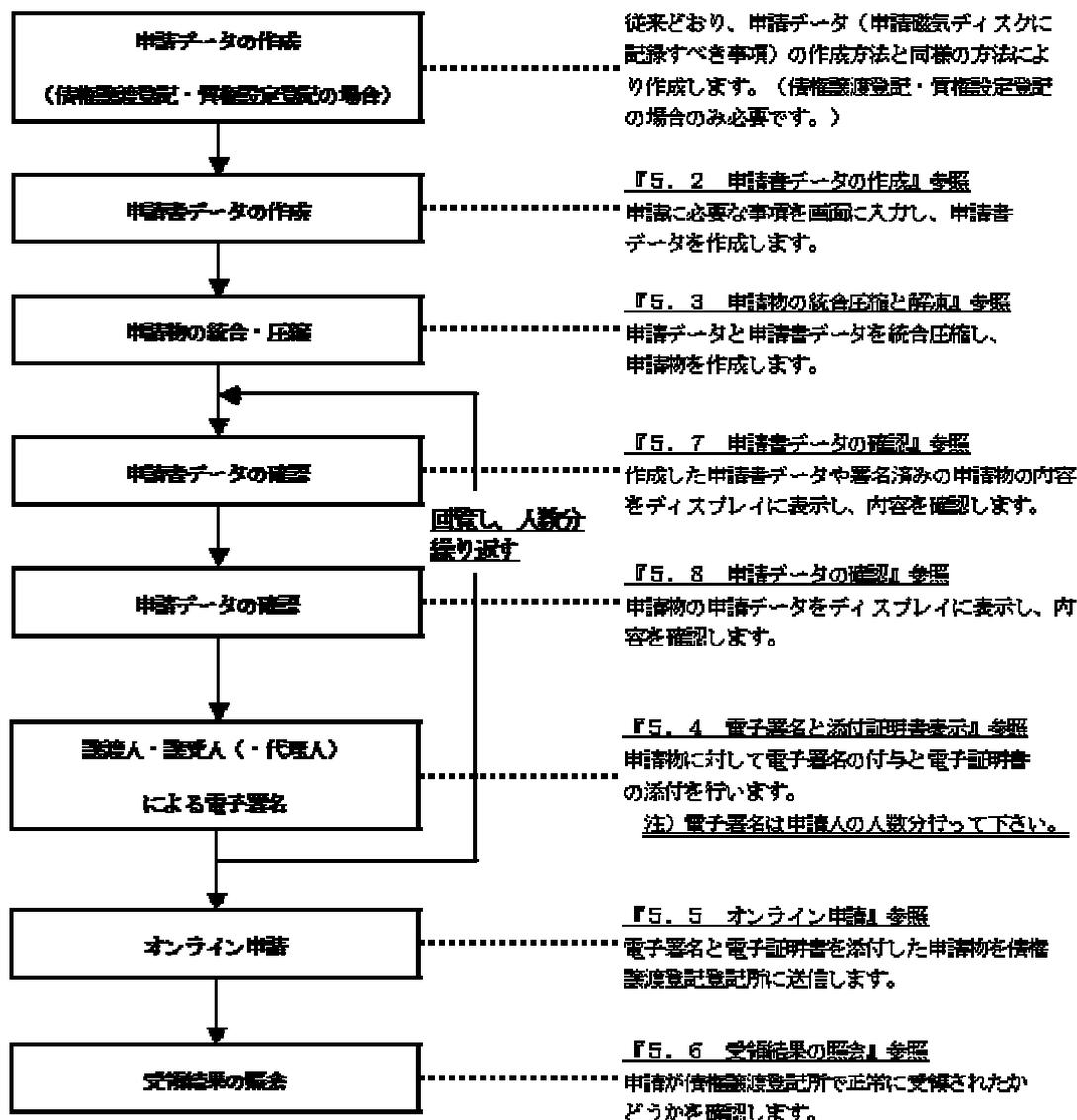
出典：債権譲渡登記制度 オンライン申請（法務省）

図表 6.3-6 債権譲渡登記制度

(b) オンライン登記申請手続

債権譲渡登記，質権設定登記，延長登記及び抹消登記の各申請については，インターネットによりオンラインで行うことができる。

債権譲渡登記のオンライン申請の場合を例として，手続の流れは次図のとおりである。



出典：債権譲渡登記制度 オンライン申請（法務省）

図表 6.3-7 オンライン登記申請手続の流れ

(c) 制限事項

次に該当するときは、オンラインによる申請はできない。

- ・ 登記所に登記された法人以外の者が申請するとき。
- ・ 債権譲渡登記，質権設定登記または抹消登記の申請で，申請に係る債権個数が5,000個を超えるとき，または送信データサイズが1.5MBを超えるとき。

- ・ 債権譲渡登記または質権設定登記の申請で，登記の存続期間が50年を超えるとき。
- ・ 延長登記の申請で，延長後の登記の存続期間が50年を超えるとき。
- ・ 申請人または代理人の人数が4名を超えるとき，または復代理人が申請するとき。
- ・ 判決により単独で申請するとき。
- ・ 延長登記または抹消登記の申請で，申請情報に記録した譲渡人，譲受人，質権設定者，質権者の表示が，債権譲渡登記ファイルの記録と異なるとき。

なお、債権個数が5,000個以内であっても，送信データが1.5MBを超える場合がありますので，注意が必要である。1.5MBを超えないための目安として，送信前のファイル（MIME形式）のサイズが750KB以下であることを確認が必要となる。送信時の暗号化処理等のためデータ量は約2倍になる。

また，この範囲内のデータであっても，1件の申請情報の送信時間が15分間を超えると，送信が切断される場合がある。

申請情報に申請人が電子署名を行う度にデータ量が増加する。申請当事者が2名を超える場合や送信者の接続回線の速度が遅い場合には，申請データ量をあらかじめ余裕を持って設定することが必要である。

(d) 登記申請の流れ

ア 申請前の準備

オンライン申請は，インターネットに接続されたパソコンを用います。あらかじめ次の準備が必要となる

<1> 手数料の予納

申請において納付しなければならない手数料は，登記印紙をもって納付する。オンライン申請をしようとする場合は，これをあらかじめ納付する（これを「予納」という。）。

予納するためには，債権譲渡登記所に予納台帳を開設するための「予納届」を提出し，予納額相当の登記印紙をはった「予納書」を提出が必要となる。

(注) オンライン申請時の予納者の指定

予納は、譲受人、譲渡人あるいはこれらの代理人のいずれが行っても差し支えない。1件の登記申請についての手数料を、申請当事者間で分割して予納することはできない。したがって、オンライン申請をする場合には、その都度、予納をした申請人又は代理人のうちいずれか1人を手数料を納付する者として指定する必要がある。

(注) 予納届出事項の変更

予納届を提出した後に商号、本店その他の記載事項に変更が生じたときは、「予納届記載事項変更届出書」を提出してください。その際には、予納届に押印した届出人の印鑑を押印するか、変更を証する書面を添付することが必要です。

(注) 予納残高の返還請求

予納が不要となった場合には、予納残高の返還を請求することができる。

<2> 申請用ソフトウェアのインストール

オンライン申請は、専用の「債権譲渡登記申請プログラム」を用いて行う必要がある。

申請人(代理人により申請する場合には代理人についても)は、これをあらかじめご自身のパソコンにインストールする。

申請プログラムは無料である。

<3> 申請人の電子証明書の取得

オンライン申請においては、申請情報を送信する際に、申請情報に電子署名を行った者を証明するため、電子認証登記所の登記官が発行した申請人の電子証明書を添付する必要がある。

申請人は、この電子証明書をあらかじめ電子認証登記所から取得して、ご自身のパソコンに保存する。

(注) 電子認証登記所が発行する電子証明書は、書面申請の場合に添付すべき申請人の資格証明書、印鑑証明書に代わるものである。

(注) 代理人が申請する場合は、申請人の電子証明書のほかに代

理人の「電子証明書」も送信する必要があり，これは，電子認証登記所の登記官が発行した電子証明書またはこの電子証明書と同一の方式により作成された所定の電子証明書である必要がある。

イ オンライン申請手順

オンライン申請は，申請用ソフトウェアを用いて「申請書データ」を作成後，これと申請データを含む申請情報に対して，申請当事者が順次に電子署名を行い，それぞれの電子証明書を添付して，インターネットで債権譲渡登記所に送信する。

従来，磁気ディスクに格納して申請書とともに提出した「申請データ」(登記されるべき情報)の様式等については，これまでと変わることなく，あらかじめ作成しておく必要がある。

(注)「申請書データ」と「申請データ」

「申請書データ」とは，書面申請における登記申請書，委任状，取下書に相当するデータをいい，登記申請プログラムを用いて作成することになる。

「申請データ」は，書面申請における申請磁気ディスクに記録すべきデータである。

以下、債権譲渡登記申請：譲渡人A，譲受人B，(A・Bの代理人C)の場合のことである。

<1> 「申請情報」の作成

申請情報(署名前)は，申請書データと申請データから構成されます。申請情報(署名前)は，申請当事者のいずれかが作成し，譲渡人Aが使用するパソコンに保存する。

その後，作成した申請情報は，申請プログラムを用いて，統合・圧縮を行う。

- ・ 「申請書データ」は，専用の申請プログラムを用いて，所定の様式に必要な事項を入力して作成する。
- ・ 手数料を納付する者の指定，代理人により申請する場合の委任状情報の作成も，同様に申請プログラムを用いて行う。
- ・ 「申請データ」は，書面による申請の際に提出する磁気ディスクへの格納データと同じ要領で作成する。

<2> 譲渡人による電子署名

はじめに譲渡人 A が、申請情報に誤りがないことを確認した上、これに電子署名を行い、電子認証登記所が発行した電子証明書を添付する。

署名後の申請情報は、譲受人に回付する（譲受人への回付は、当事者の責任で行う。）。

<3> 譲受人による電子署名

次に譲受人 B が、同じく申請情報を確認した後、これに電子署名を行い、電子認証登記所が発行した電子証明書を添付する。

<4> （代理人による電子署名）

代理申請の場合には、代理人 C も電子署名を行い、所定の形式の電子証明書を添付する。

<5> 申請情報の送信

申請当事者（代理人を含む。）のいずれかが、債権譲渡登記所に対して、申請情報をインターネットを通じて送信する。この場合、送信する情報は暗号化される。

（注）申請受付時間

- ・ 申請受付時間は、平日午前 8:30～午後 5:00 の間。
- ・ 回線混雑等もあり得ますので、送信は午後 3:00 ころまで。
- ・ 15 分間以内に送信が完了しない場合は、送信が切断される場合がある。

<6> 受領結果の確認

送信者は、債権譲渡登記所が正常に受付したかどうか、申請プログラムを用いて、インターネットで確認する。

<7> 登記完了後の申請者等への通知

登記がされると、その旨の通知が譲受人または代理人あてに通知（郵送）される。

また、予納者には予納手数料について「払出通知書」が送付（郵送）される。

(5) 日本司法書士会連合会認証局

〔参考文献〕

債権譲渡登記オンライン申請制度と日本司法書士会連合会認証局の設置について（日本司法書士会連合会）

(a) 認証局構築の経緯

法務省の「債権譲渡登記オンライン申請制度」の運用を平成 13 年 3 月 26 日に開始に伴い、日本司法書士会連合会では、この「債権譲渡登記オンライン申請制度」の運用開始にあわせ、商業登記に基づく電子認証制度により発行される電子証明書を添付して司法書士が代理申請を行うことができるよう日司連認証局を構築し、その運用を開始している。

オンラインで登記申請ができるようになったのは、これが初めてであり、その代理申請を行うことができるシステムの構築も、これが初めての試みである。

(b) 日司連認証局と代理申請

代理申請の場合には、代理人も電子署名を行い、「商業登記に基礎を置く電子認証制度」によって発行される電子証明書を添付する。

「商業登記に基礎を置く電子認証制度」は、指定を受けた法務局の登記官が、インターネットを用いた電子的な取引社会における取引の安全と円滑を図るために、従来 of 法人代表者の「印鑑証明書」や「資格証明書」に代わる電子的な証明として、「電子証明書」を発行するものである。

ここで使用される電子証明書は、譲渡人、譲受人は法務省認証局の電子証明書であり、代理人の電子証明書は、法務省認証局の電子証明書と連動するものに限られる。それ以外の電子証明書は利用できない。

日司連認証局は、この債権譲渡登記のオンライン申請に対応するべく、わが国における唯一の司法書士の登録機関である日本司法書士会連合会が、法務省認証局と連動して代理人となる司法書士の電子証明書を発行することに重点を置いた認証局である。

なお、この仕様のために認証局基準を満たす「特定認証事業者」とは異なる。

6.3.8 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

債権譲渡オンライン

- ・ 「登記情報のオンライン公開」はインターネットで登記簿が閲覧できるものである。不動産登記、商業登記ともに着々と段階的に始まっている。これは事前に登録をして料金の引き落としの契約をしてからで、いきなりパソコンをつないでただちに見れるという仕組みではない。法人は銀行口座からの引き落とし、個人の場合にはクレジットカードからが条件。
- ・ 紙の登記簿だと1物件につき500円、インターネットの閲覧は980円かかる。認証なしでただ画面でみるだけの割には高い。ただ人を動かして見に行くよりは結果的には安い。
- ・ 商業登記を基礎とする電子認証については、譲渡人、譲受人、双方ともに持っていることが必要。
- ・ 債権譲渡そのものは、譲受人は個人でもいいが、譲渡人は法人に限定されている。オンラインによる申請の場合は、譲渡人、譲受人ともに法人であって、かつ商業登記の基礎とする法人の電子認証をとっていないければオンラインとしての当事者適格はないということになる。
- ・ 登記の申請は司法書士が関与する率が非常に高い。

司法書士電子認証局

- ・ 連合会も債権譲渡のオンライン申請にあわせて、司法書士の資格を認証する電子認証局を3月に立ち上げている。
- ・ これも債権譲渡にしか使えない仕組みなので、十分な認証局とはいえない状況。
- ・ 現在、オンラインの申請方式として考えられるものとして、電子化した添付書類を送る「添付書類伝送型」、添付書類に相当するデータを送信しない、他の専門職が調査確認した登記原因の確認証明書等を伝送する、これによって登記の真正担保は保たれる、「添付書類非伝送型」。これは不動産登記法を根本的に変えようというもの。
- ・ 現在の連合会の基本的な考え方について、まず紙申請と同じ様に、基本的には登記制度の目的たる取引の安全の信頼性確保が第一。
- ・ 登記の権利の真正の担保というものを確保する専門職の役割は、手続きが簡便化されたとしても手続きの前段までの間の法的な

判断、専門的な知識が必要になる。

- ・いくら手続きを簡単にしても前提たる実態形成の段階で必ず高度の専門的な、あるいは法律的な判断が伴ってくる。
- ・そうなると、どうしても手続きだけをいくら簡便化したところで、全て本人がなしうるというわけにはいかないのではないか。
- ・本人の確認というのは書面でやっているわけではなくて、あくまでも面接による確認。
- ・これが大原則となっているので、住民票、法人の資格証明等が電子化されてそれが間違いのないものだということがあったとしても、その登記をやる本人の意思の確認というものが重要になってくる。
- ・それを代理人として専門職がやる場合、専門職の資格の認証が必要。

下り文書

- ・登記の申請は一方通行ではない。特に不動産登記の場合は、登記を申請する時、現在は登記済証をつける。
- ・例えば売買等の所有権の移転であれば、登記をして戻ってくるものは権利証。法律的には登記済証。権利証を受け取るということが現在では重要な反対行為として返ってくる。
- ・不動産の権利を表象するものとして、登記済証の重要性は無視できないのではないか。そうなると、ひとつのアイデアとして、申請した人間に間違いなく登記済みデータが戻らなければならない。
- ・送信だけではなく受信に対しても確実に何処の誰かががはっきりしなくてはいけない。
- ・申請した人間と同じ人間に対して登記済みデータが戻されたという確認が必要。そのためには、申請人側には確実な資格の認証、専門職の資格認証は不可欠になってくる。
- ・将来的には政府の電子認証局を資格認証が可能なシステムにしていく必要がある。
- ・また、登記官が権限ある行政機関であるという、登記官自身が確認できる認証システムも必要になる。登記済みデータを返信してもらう場合に、本当にそれが権限ある法務局の登記官の電子署名のついた登記が完了したという通知でなければならない。そうなると、登記官自身の電子認証が必要になってくる。

複数署名

- ・ 不動産登記の特色として、共同申請主義というのがある。これが他の土業の申請と大きく違う。
- ・ 不動産登記の共同申請というのは、権利者と義務者、利害が相反する人が同時に申請するという仕組み。
- ・ 例えば、不動産の売買で売主と買主が同時に申請する、同時に申請しなければ登記は受け付けられない。一つの申請書の中に、権利者、義務者のそれぞれの名前が書かれ、必要書類が綴じられている。この共同申請の仕組みをオンライン化でどのようにしていくかが大きな問題。
- ・ 司法書士では、登記の原因証書、登記原因を証明する書面、これを電子化のなかではどのようにしていくのかがかなり大きな問題。
- ・ それと同時に登記済証は次の登記をする時、私が間違いなく所有者本人である、という証明のために登記済証を提出する。それが無い場合は代わりに保証書を添付するが、それにはまた厳格な手続きがいる。
- ・ 登記済証を無くすという話になると、不動産登記法を抜本的に考え直さなくてはならない。そういう点では登記済証の取り扱いをどのようにしていくかが問題。

添付書類

- ・ 添付書類として、第三者の同意書、承諾書。例えば、農地法の場合の農業委員会の許可書、あるいは法人の利益相反の問題があった場合、取締役会の議事録が必要である。相続であれば、遺産分割協議書、相続人全員の同意書が必要。
- ・ このように、当事者以外の人間の同意書等が必要な登記が多々ある。それらをどうしていくか。
- ・ また、代理人による場合、参考としてカナダのオンタリオ州の電子登記申請で、ソリシタ（弁護士）の関与による申請でなければ電子申請ができない仕組みになっている。
- ・ その場合、売主、買主にソリスタがついて、厳密に実体法上のチェック、契約の有効性、当事者の意思確認まで、厳密なチェックを受けるので、実際の登記の申請はソリスタが電子署名して申請すればいいというようになっている。売主買主等の電子署名は不要というような仕組みになっている。

代理申請

- ・ 本人の確認、不動産登記の 9 割は専門職が代理してやっている。本人申請は 1 割もない。
- ・ 専門職は皆、厳格な守秘義務をさせられていたり、司法書士の試験も難関でそれをクリアした人たちが司法書士になっている。
- ・ 法律専門職としての立場を信頼した仕組みを作ることが、少なくとも当面は電子申請化を普及させていくためには、まずその仕組みを考えることは必要である。
- ・ 本人の確認のための電子署名についてはいらぬということも考えられる。
- ・ 紙の段階でも、私たちは住民票や印鑑証明だけで本人を確認しているわけではなくて、必ず面談をして確認をしている。重要な対面による意思確認。
- ・ 電子申請になってもその部分は変わらないと思われるので、専門職が間違いなく本人を確認したという、確認証書と登記原因をきちんと調査したという確認の証明を専門職が電子署名をして、申請を行うという仕組みを取れば、電子申請化はかなり早い時期に達成できるのではないか。
- ・ 登記の申請だけを先行させて、待っていて、それから登録免許税を払わなければ正式な受付ができない仕組みだと、不動産登記の場合は取引そのものが、登記を申請した時点ではまだ決済はできないという形になっているので、取引形態そのものに大きく影響が及ぶ。
- ・ 登記の申請と代金の支払い等々の「同時履行の確保」の仕組みが、一方で電子申請をする全体の「権利の保全の仕組み」として必要になってくる。
- ・ 登記者本人からは、契約書、紙の委任状は今までどおり全部貰う。貰ってそれを現実は司法書士が一定期間保管して、万が一のことがあった場合は、それをもって証拠保全機能は専門職の責任で果たすということが裏付けとなつての主張なので、決して専門家が関与して確認したからそれでいいではないか、ということではない。

6.4 弁理士における代理申請の現状調査

6.4.1 関連法令

(1) 根拠法令

弁理士の法令については、弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号、最終改正：平成一三年一月二八日法律第一二九号）において規定されている。

(2) 資格の位置付け

弁理士は、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的として位置付けられている。

(目的)

第一条 この法律は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とする。

(3) 業務範囲

弁理士の業務は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業務としている。

(業務)

第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第二十一条の二第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理

二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手續（これらの事件の仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものが行う仲裁の手續（当該手續に伴う和解の手續を含む。）に限る。）についての代理

三 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

二 前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第六条 弁理士は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十八条第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十七条第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

（４）登録、更新、抹消

弁理士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本弁理士会に対し、登録の申請をする必要がある。

なお、弁理士となる資格については、弁理士試験に合格した者、弁護士となる資格を有する者、特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して七年以上になる者も認められている。

（資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、弁理士となる資格を有する。

- 一 弁理士試験に合格した者
- 二 弁護士となる資格を有する者

三 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して七年以上になる者

(登録)

第十七条 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 弁理士登録簿の登録は、日本弁理士会が行う。

(登録の申請)

第十八条 前条第一項の登録を受けようとする者は、日本弁理士会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、氏名、生年月日、事務所の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載し、弁理士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十二条 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第二十三条 日本弁理士会は、弁理士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 日本弁理士会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3 第十九条第一項後段並びに第二十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の登録の取消しについて準用する。

(登録の抹消)

第二十四条 弁理士が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本弁理士会は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第八条各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

五 第六十一条の規定による退会の処分を受けたとき。

2 弁理士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに

該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、日本弁理士会にその旨を届け出なければならない。

3 日本弁理士会は、第一項第一号、第三号又は第五号の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士に書面により通知しなければならない。

(5) 禁止事項及び罰則

弁理士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、第三十一条で掲げられている業務については依頼者の同意がない限りすることができない。

(秘密を守る義務)

第三十条 弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務を行い得ない事件)

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 公務員として職務上取り扱った事件
- 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
- 六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

(懲戒の種類)

第三十二条 弁理士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすること

ができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

(6) 職印、会員証

弁理士については職印、会員証に関する規定は次の通りである。

(名称の使用制限)

第七十六条 弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 特許業務法人でない者は、特許業務法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 日本弁理士会でない団体は、日本弁理士会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(7) 補助者、その他

弁理士は、特許業務法人を設立することができる。特許業務法人は登記することができる。

第六章 特許業務法人

(設立)

第三十七条 弁理士は、この章の定めるところにより、特許業務法人を設立することができる。

(名称)

第三十八条 特許業務法人は、その名称中に特許業務法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第三十九条 特許業務法人の社員は、弁理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第三十二条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第五十四条の規定により特許業務法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であった者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあっては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第四十条 特許業務法人は、第四条第一項の業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条第二項及び第三項の業務の全部又は一

部を行うことができる。

第四十一条 前条に規定するもののほか、特許業務法人は、第五条及び第六条の規定により弁理士が処理することができる事務を当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該特許業務法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。

（登記）

第四十二条 特許業務法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（設立の手続）

第四十三条 特許業務法人を設立するには、その社員になろうとする弁理士が、共同して定款を定めなければならない。

2 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 社員の氏名及び住所
- 五 社員の出資に関する事項
- 六 業務の執行に関する事項

（成立の時期）

第四十四条 特許業務法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（成立の届出）

第四十五条 特許業務法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務を執行する権限）

第四十六条 特許業務法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

6.4.2 登録状況

弁理士の登録数は平成13年11月30日現在で4,819名となっている。

図表 6.4-1 弁理士の登録数

地域・都道府県		主たる事務所を有する 弁理士数		従たる事務所を有する 弁理士数		合計
北海道・東北	北海道	8	0.2%	0	0.0%	8
	青森県	2	0.0%	1	0.8%	3
	岩手県	2	0.0%	0	0.0%	2
	宮城県	4	0.1%	1	0.8%	5
	秋田県	2	0.0%	0	0.0%	2
	山形県	4	0.1%	0	0.0%	4
	福島県	3	0.1%	1	0.8%	4
関東甲	茨城県	26	0.6%	2	1.6%	28
	栃木県	6	0.1%	0	0.0%	6
	群馬県	9	0.2%	0	0.0%	9
	埼玉県	57	1.2%	6	4.8%	63
	千葉県	83	1.8%	8	6.4%	91
	東京都	3,042	64.8%	46	36.8%	3,088
	神奈川県	274	5.8%	7	5.6%	281
	山梨県	3	0.1%	2	1.6%	5
東海	長野県	14	0.3%	2	1.6%	16
	岐阜県	20	0.4%	3	2.4%	23
	静岡県	25	0.5%	1	0.8%	26
	愛知県	183	3.9%	8	6.4%	191
	三重県	5	0.1%	0	0.0%	5
北陸	新潟県	5	0.1%	3	2.4%	8
	富山県	5	0.1%	0	0.0%	5
	石川県	4	0.1%	1	0.8%	5
	福井県	5	0.1%	0	0.0%	5
近畿	滋賀県	6	0.1%	1	0.8%	7
	京都府	50	1.1%	2	1.6%	52
	大阪府	677	14.4%	8	6.4%	685
	兵庫県	70	1.5%	12	9.6%	82
	奈良県	9	0.2%	0	0.0%	9
	和歌山県	3	0.1%	0	0.0%	3
中国	鳥取県	3	0.1%	0	0.0%	3
	島根県	0	0.0%	0	0.0%	0
	岡山県	14	0.3%	0	0.0%	14
	広島県	11	0.2%	1	0.8%	12
	山口県	2	0.0%	0	0.0%	2
四国	徳島県	3	0.1%	0	0.0%	3
	香川県	3	0.1%	0	0.0%	3
	愛媛県	4	0.1%	3	2.4%	7
	高知県	2	0.0%	0	0.0%	2
九州	福岡県	31	0.7%	2	1.6%	33
	佐賀県	0	0.0%	2	1.6%	2
	長崎県	1	0.0%	0	0.0%	1
	熊本県	4	0.1%	0	0.0%	4
	大分県	1	0.0%	1	0.8%	2
	宮崎県	1	0.0%	0	0.0%	1
	鹿児島県	1	0.0%	0	0.0%	1
	沖縄県	3	0.1%	0	0.0%	3
日本国外	アジア州	1	0.0%	0	0.0%	1
	大洋州	0	0.0%	0	0.0%	0
	アフリカ州	0	0.0%	0	0.0%	0
	欧州	1	0.0%	0	0.0%	1
	NIS(旧ソ連)	0	0.0%	0	0.0%	0
	北米州	2	0.0%	1	0.8%	3
	南米州	0	0.0%	0	0.0%	0
合計		4,694	100.0%	125	100.0%	4,819

6.4.3 所管省庁
特許庁

6.4.4 団体概要

(1) 団体名

日本弁理士会

(2) 概要

日本弁理士会は、弁理士法の規定により、弁理士が設立することを義務づけられている。

(設立、目的及び法人格)

第五十六条 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の日本弁理士会(以下この章において「弁理士会」という。)を設立しなければならない。

2 弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 弁理士会は、法人とする。

(3) 会員組織

弁理士になるためには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿への登録が義務づけられているが、この登録を受けることにより当然日本弁理士会の会員となることが法定されている。

日本弁理士会は支部を設けることができ、現在、大阪、名古屋、福岡に支部を設けている。

(入会及び退会)

第六十条 弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。

(4) 登記

弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(登記)

第五十九条 弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

なお、第三十七条に基づき設立される「特許業務法人」も法人である。特許業務法人は、その名称中に特許業務法人という文字を使用しなければならない。

また、第三十九条にあるように「特許業務法人の社員は、弁理士でなければならない。」とされている。

6.4.5 業務内容一覧

弁理士の業務は、弁理士法によれば次のとおりである。

- ・ 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。
- ・ 弁理士は、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

- ・ 関税定率法第二十一条第四項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続のうち政令で定めるもの並びに同法第二十一条の二第一項の規定による申立て及び当該申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理
- ・ 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続（これらの事件の仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものを行う仲裁の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。）に限る。）についての代理
- ・ 弁理士は、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- ・ 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。
- ・ 弁理士は、特許法第一百七十八条第一項、実用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

こうした弁理士が行う業務は、大きく分けて次の3種類に分類される。

(a) 本来業務

- ・ 工業所有権に関する特許庁における手続の代理
- ・ 工業所有権に関する行政不服審査法による異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する裁定その他の事務を行う業務

(b) 紛争処理業務

- ・ 知的財産権を侵害する物品の輸入差止手続の代理業務
- ・ 特許、実用新案、意匠、商標回路配置又は特定不正競争（不正競争防止法に規定される不正競争のうち弁理士法第2条第4項で定義される特定のもの）に関する専門的仲裁機関における仲裁・和解の代理業務

(c) 取引関連業務

- ・ 知的財産権（工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）及び著作権等の総称）若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介をする業務
- ・ これらの相談に応ずる業務

6.4.6 主な業務概要

(1) 特許出願

業務名

特許願

業務概要

特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続である。

申請者

特許出願人

提出する場所

特許庁の窓口 又は、パソコン電子出願

主な記載事項

特許願の主な記載事項は以下の通りである。

- ・ 書類名
- ・ 整理番号
- ・ 提出日
- ・ あて先
- ・ 国際特許分類
- ・ 発明者、住所又は居所、氏名
- ・ 特許出願人、識別番号、住所又は居所、氏名、電話番号
- ・ 提出物件の目録、物件名

署名欄

出願人の署名である。なお、権利が発明者の属することになるため、発明者の署名は不要である。

添付書類

明細書

図面

要約書

代理・代行における取扱い

特許出願人が代理人に相当する。

図表 6.4-2 特許願

特 許 印 紙

(円)

【書類名】特許願

【整理番号】001

【提出日】平成 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

(【国際特許分類】)

【発明者】

【住所又は居所】東京都新宿区 町 番 号

【氏名】

【特許出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】東京都新宿区 町 番 号

【氏名】

【電話番号】00-0000-0000

【提出物件の目録】

【物件名】明細書 1

【物件名】図 面 1

【物件名】要約書 1

(2) 特許権移転

特許権移転登録申請書

業務概要

特許、実用新案、意匠若しくは商標の特許権の移転に関する業務である。

申請者

申請人は登録権利者と登録義務者の双方である。譲受人を登録権利者、譲渡人を登録義務者とする。

「氏名(名称)」は、法人にあっては名称とその代表者の氏名を書き捺印する。

申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは、登録権利者だけで申請できる(単独申請)。その場合は「申請人(登録義務者)」のところは、「登録義務者」の欄として次のように記載する。

住所

氏名(名称)

提出する場所

特許庁

主な記載事項

特許権移転登録申請書の主な記載事項は以下の通りである。

- ・ 特許番号
- ・ 登録の原因及び発生日
- ・ 登録の目的
- ・ 登録免許税
- ・ 添付書類の目録

署名欄

申請人である登録権利者と登録義務者の双方署名である。

添付書類

- ・ 登録原因を証明する書面(譲渡書、売買契約書、遺言書等)
- ・ 戸籍謄本もしくは抄本(未成年者の法定代理人が申請する時)
- ・ 登録簿謄本もしくは抄本(法人の代表者資格証明書)
- ・ 登録の原因の第三者の許可、認可が必要なときは、それを証する書面
- ・ 添付書面を採用するときは、「 年 月 日提出の の申請書第 号に添付のものを援用」と記載すること。

代理・代行における取扱い
登記は代理人によりすることができる。

図表 6.4-3 明細書

特許権移転登録申請書		平成 年 月 日
特 許 印 紙		
(円)		
特許庁長官 殿		
1. 特許番号	第 号	
2. 登録の原因及び	平成 年 月 日譲渡	
	その発生年月日	
3. 登録の目的	本特許権の移転	
4. 登録免許税	金 円	
申請人（登録権利者）		
	住所	
	氏名	印
申請人（登録義務者）		
	住所	
	氏名	印
5. 添付書類の目録		
(1) 譲渡証		1 通
(2) 戸籍謄本もしくは抄本		
（申請人が未成年者にて法定代理人により申請するとき）		
(3) 登記等簿謄本もしくは抄本		通
(4)		通

6.4.7 電子申請への対応状況

(1) 「インターネット特許電子出願」の基盤技術開発及び実証実験

〔参考文献〕

「インターネット特許電子出願」の基盤技術開発及び実証実験
(福嶋慎一 千葉健一 西岡邦昭 中本三千洋 山本誠
情報処理振興事業協会)

(a) 実施時期

平成 10 年度

(b) 目的

典型的な技術情報である特許情報を具体例として、オープンネットワーク上での官民一体となったセキュアな技術情報交換 / 流通サイクル実現のための特に公的機関側における技術的基盤を確立する。さらに確立した技術をもとに特許電子出願実証実験システムを構築して基盤技術の実証を行っている。

(c) 参加企業及び機関

日本知的財産協会、弁理士会、(株)日立製作所、(株)NTT データ、富士通(株)

(d) 開発項目

・セキュアパッケージ機能

特許出願書類データをインターネット上で安全に送付するための電送データ形式であり、セキュアパッケージ機能はこの電送データを生成・解析する機能群の集合

・代理人認証機能

特許出願では主に特許の出願人が代理人である弁理士に出願以降の事務手続きを委任する方法が一般的であることから、出願書類に出願人が代理人に確かに委任していることを示すデータ構造とそのデータ作成手順を設計。

・受付チケット機能

申請人が特許庁に出願書類を送信する前に出願書類のダイジェスト(ハッシュ値)を特許庁に送信し、このダイジェストが特許庁に到着した時刻を出願時刻とし、その証を特許庁が受付チケットとして申請人に発行、申請人は受付チケット取得後に出願書類の本体を送信する方式を開発。

- ・ 支払証明書による出願手数料決済機能
特許出願は出願手数料を納付する必要があり通常は出願人が負担する。この出願手数料の支払決裁を電子出願プロトコルと連動させる方式を開発。

(e) 実証実験

実証実験は次の項目について実施している。

図表 6.4-4 インターネット特許電子出願の概要

実証実験項目	目的
インターネット上での出願情報送付の実用性検証	インターネット上での出願情報の送付が実用的であるか
長大データ出願時間の許容範囲の検証	採用した方式で大容量の出願書類電送が現在のネットワーク環境に適用可能か
受付チケットの有効性の検証	受付チケットによる出願プロトコルによって受付時刻を確定する実験を行い、公平性が得られるかどうか
電子プルーフの有効性の検証	出願申請プロトコル中に特許庁が受信した出願書類のダイジェストの電子署名をしたデータを電子プルーフと称し、これを申請人に送付する手順を加えることが、申請人にとって特許庁に出願行為が正しく受理されたかを確認できるかどうか
出願人代理人間での委任関係確立方式の検証	代理人認証機能を用いて、代理人をたてる場合の特許出願の手続きにおいて、委任関係を代理人と出願人との間で認証でき、また特許庁においても確認できるかどうか 代理人と出願人の数の組合せを変えながら電子署名手順を実験し、実用的な方式であるかどうか
出願料金の電子決済の検証	出願証明書による出願料金の電子決済が実用的であるかどうか

(f) 結果

- ・ インターネット上での電子出願のための書類転送処理に関しては、現在の特許出願書類のデータ量の分布から概ね抵抗ない速度が実現できる見通しを確認している。
- ・ 委任関係確立方式や電子決済方式については、システムの操作性

や手順が利用者の実務的な面から見て柔軟性がなく複雑なため、利用者に対し実用として受け入れる事への抵抗感を与えていると評価している。

(2) 電子化の経緯

〔参考文献〕
特許庁ホームページ

特許出願のこれまで電子化の経緯は次表の通りである。

図表 6.4 -5特許出願の電子化の経緯

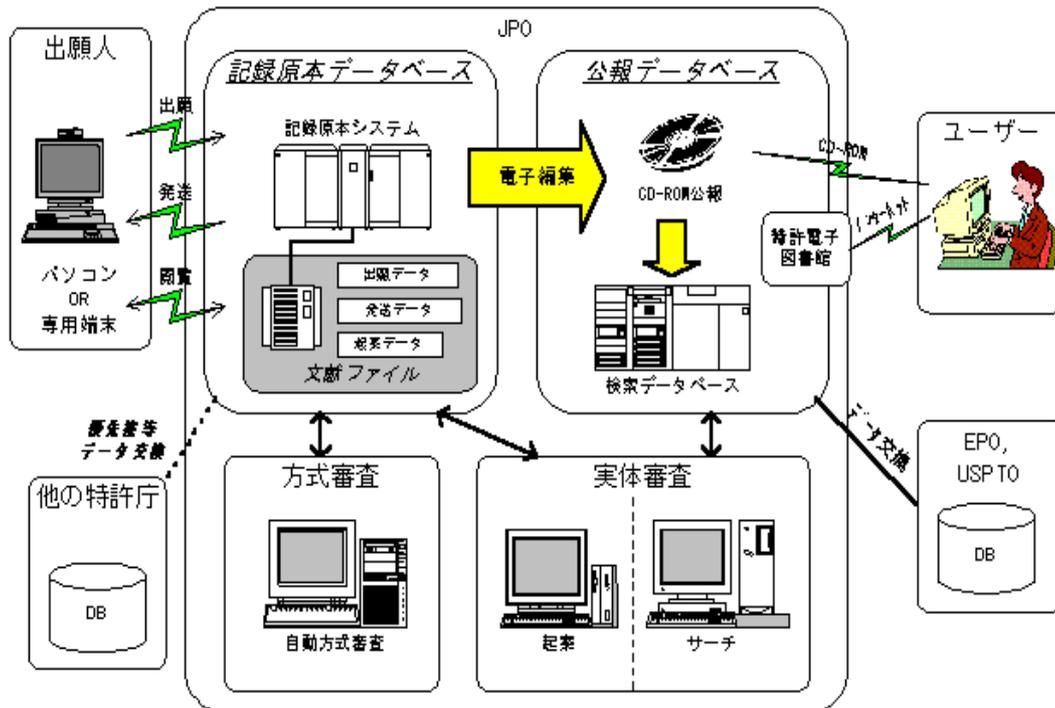
	内 容	備 考
1984	ペーパーレス計画開始	
1990.12	電子出願開始(OSI専用端末)	第1世代
1993.7	オンライン閲覧、オンライン発送	
1998.4	パソコン電子出願	第2世代
2000.1	意匠・商標等電子出願	
検討中	インターネット出願	第3世代

(3) パソコン電子出願の概要・特徴

〔参考文献〕

パソコン電子出願について（特許庁）

(a) 概要



図表 6.4-6 パソコン出願の概要

(b) 特徴

- ・ 特許庁がパソコン電子出願ソフトを無料で配布。
- ・ これを用いて、HTMLで作成した書類を電子出願フォーマットに変換し、ISDN回線を通じて直接特許庁のサーバーに接続し、送信する。
- ・ 予め特許庁から識別番号の付与を受ける必要がある。
- ・ 識別番号申請書を紙で提出し、識別番号を受けて、それ以降は識別番号で手続きを行う。これは、本人であるという認証と、代理人の場合は、代理人の資格を有する、弁理士の資格を有するという認証を兼ねている。
- ・ 認証は電話番号(番号通知)、識別番号およびパスワードで行う。代理人があるときは本人認証不要。

図表 6.4-7 識別番号付与請求書 [特例法施行規則 様式第 1 (第 3 条関係)]

識 別 番 号 付 与 請 求 書	
(平成△△年△△月△△日)	
特許庁長官	殿
1 請求人	
郵便番号	△△△-△△△△
住所又は居所	東京都××区××△丁目△番△号
氏名又は名称	××株式会社
代表者	代表 一郎
電話番号	△△-△△△△-△△△△
(国籍)	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>	
2 代理人	
識別番号	△△△△△△△△△△
郵便番号	△△△-△△△△
住所又は居所	東京都××区××△丁目△番△号
氏名又は名称	代理 太郎
印 又は <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 識別ラベル </div>	

[注 意 事 項]

1 . 代理人によらない手続きの場合は「代理人」の欄は不要。

出典：パソコン電子出願について（特許庁）

(添付書類等の取扱い)

- ・ 図面、表、商標見本などは、スキャナで読みとり、HTMLで記述された本文中にイメージデータとして取り込む。
- ・ 添付書類、証拠書類などは、紙で提出することができる(書類提出から3日以内に「手続補足書」として郵送する)。
- ・ 紙で提出した場合、エントリー費として1ページ目で1200円、2ページ目以降が700円という電子化手数料が必要となる。これがインセンティブになっている。

(委任状の取扱い)

- ・ 特許出願では、運用で委任状の添付を省略することが認められている。ただし、出願取り下げ、審判の請求、代理人の変更等、特定の場合に委任状の提出が必要。
- ・ 補正をする場合、提出した本人でなければ補正ができないことから、提出した人と次に補正の手続きをする人が同じかどうかは分かればいい、という形になっている。この部分は特殊である。
- ・ 包括委任状の制度がある。あらかじめ紙の包括委任状を特許庁に提出、登録する。その時、包括委任状番号が付与され、以後の書類に包括委任状番号を記載するだけで、委任状を提出したこととみなされる。

(手数料の取扱い)

- ・ 手数料は予納制度により納付する。
- ・ その手続は、特許庁に予納口座を開設し、予納書に特許印紙を貼って事前に特許庁に提出する。
- ・ オンライン手続を行う際に、予納講座から手数料が引き落とされる。
- ・ 代理人が出願するとき、手数料については出願人の予納口座から引き落とすことも認められている。

図表 6.4-8 予納書 [特例法施行規則 様式第49(第38条関係)]

予 納 書	
(平成△△年△△月△△日)	
特許庁長官	殿
1 予納台帳番号	△△△△△△
2 予納者	
識別番号	△△△△△△△△△△
郵便番号	△△△-△△△△
住所又は居所	東京都××区××△丁目△番△号
氏名又は名称	××株式会社
代表者	代表 一郎
電話番号	△△-△△△△-△△△△
(国籍)	
3 納付金額	金 円
(円)	
ここに特許印紙をはり付けること。	

出典：パソコン電子出願について（特許庁）

（その他）

- ・ 特許庁に記録原本 DB がある。
- ・ 出願人は特許庁に対し書類を電子的に送って、この DB に出願の内容が入る。出願人が持っているものではなく、特許庁サーバーに入っているものが記録原本であると法律上明記されている。
- ・ 出願が終わると、特許庁から同じ書類を送り返してくる。それが記録原本の写しとなり、それにより確認を行う。提出したつもり

でも、特許庁から送られてきた書類に書いていない場合等は、記録原本に掲載がないということなので、法的には効力がないという法体系になっている。

- ・ 特許が存在の有無は、特許庁に登録原簿のサーバーがあり、その登録原簿に記載されていることがその特許を持っていることの証明となる。特許証の発行もあるが、それは単に習慣的にやっているに過ぎない。
- ・ 名義変更等も原簿に登録されなければ第三者の対抗要件はないという法制度になっている。

6.4.8 代理申請の実現に向けた技術的及び制度的課題

国際出願のオンライン化

- ・ 特許出願には、世界中で出願をするもので、世界知的所有権機関（WIPO、事務局：ジュネーブ）が管轄している「国際出願」というものがある。これは、一つの出願をすることにより、世界中に特許出願をしたことになる。これをオンライン化（インターネットで）するという構想が現在あり、これに従ってヨーロッパ特許庁、アメリカ特許庁も同じような形でインターネット出願ができるようになると思込まれる。
- ・ この国際出願の様式と今回の法改正による XML 化したときの様式、BTD の構造が同じになるようにあわせて作られている。
- ・ 今後インターネット出願する際も、WIPO の出願の仕組みをかなり取り入れていく形になるのではないと思われる。

インターネット出願

- ・ インターネット出願の実証実験を既に行っている。（平成 10 年、11 年）
- ・ 最初の構想では、原案を出願人に送り、出願人がそれを確認、署名をして代理人に返送し、代理人がさらにその上に署名をして特許庁に送信するという基本的なシステムであった。これは結果として代理人には非常に評判が悪く、委任されているということと、その内容を確認したということが分けられていなかった。
- ・ 内容は FAX 等で最終的には確認はしているが、それを送って代表者の署名をもらって出願するという場合には、当日中に出願ができない。外国のクライアントも多く、そのような内容確認の署名をその日のうちということとはできない。この方式は非現実的であり、絶対にやめてほしいという要望を出している。
- ・ 将来のイメージとしては、インターネットを使って、データの暗号化と電子決済・電子認証を取り入れる、ということ。
- ・ 本人が出したかどうかという認証とは別に、他人が絶対に開けられないという暗号化技術が実現されなければ、安心してインターネット出願には移行できない。
- ・ 特許出願は出願してから 1 年 6 か月間は非公開になっており、その間は誰も出願書類を見ることができないが、申請した本人と代理人だけは見ることができる。この点も証明しなくてはいけないことの一つと考えられる。